

報告第7号

中条町・黒川村任意合併協議会委員等の報償及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中条町・黒川村任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第2項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報償及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 協議会の会長、副会長及び委員(以下「協議会委員等」という。)の報償は、日額5,700円とする。ただし、町村の長、新潟県又は町村の職員の身分を有する委員等の報償は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員等が、協議会の会議等の招集に応じ出席したとき、または協議会の用務のため旅行したときは、委員等に費用弁償として別表に定める額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、町村の長、新潟県又は町村の職員の身分を有する委員等の旅費は、新潟県又は各所属する町村の条例等に基づいて当該団体が支給するものとし、協議会は支給しない。

(支給方法)

第4条 前条に定めるほか協議会の委員等に支給する旅費については、会長の属する特別職の職員非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	日当(1日につき)	鉄道賃、船賃、航空賃 バス賃及び宿泊料
協議会の会議等の招集に応じ出席したとき	1,600円	支給しない
協議会の用務のため旅行したとき	1,600円	実 費